

J A F スポーツ資格登録規定改正

※下線部：変更箇所

改正後	現行規定
第 1 章 総則 一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、自動車競技に参加する参加者および運転者ならびに審判員のために国際自動車連盟（以下「F I A」という。）の国際モータースポーツ競技規則およびJ A Fの国内競技規則に準拠してJ A F スポーツ資格登録規定を定め、許可証を発給する。 本規定に基づき許可証の発給を受ける者は、<u>その許可証の効力を有する期間において</u> J A F の個人会員でなければならない。ただし、本規定に基づき満 1 8 歳未満の者が許可証の取得を認められる場合は、この限りではない。 なお、国際競技運転者許可証の発給を受ける者は、F I A 国際モータースポーツ競技規則およびその付則 L 項に従うものとする。 第 2 章～第 5 章【略】 第 6 章 本規定の施行 本規定は、<u>2 0 2 6 年 8 月 1 日</u>より施行する。 以上	第 1 章 総則 一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、自動車競技に参加する参加者および運転者ならびに審判員のために国際自動車連盟（以下「F I A」という。）の国際モータースポーツ競技規則およびJ A Fの国内競技規則に準拠してJ A F スポーツ資格登録規定を定め、許可証を発給する。 本規定に基づき許可証の発給を受ける者は、J A F の個人会員でなければならない。ただし、本規定に基づき満 1 8 歳未満の者が許可証の取得を認められる場合は、この限りではない。 なお、国際競技運転者許可証の発給を受ける者は、F I A 国際モータースポーツ競技規則およびその付則 L 項に従うものとする。 第 2 章～第 5 章【略】 第 6 章 本規定の施行 本規定は、<u>2 0 2 6 年 5 月 1 日</u>より施行する。 以上